

伊豆市監査委員 告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月9日

伊豆市監査委員 渡邊 光由



記

1. 監査の期日 令和4年10月27日（木）

2. 監査の対象 総務部 総務課、資産経営課  
危機管理課

3. 監査の方法

提出を求めた監査資料等に基づき、各担当課（室）の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5. 監査の概要、意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

【総務部】

（1）総務課

① 第4次集中改革プランは、「I 効率的な行政経営」「II 財政健全化の推進」「III 官と民の連携」の3つの基本方針、7つの重点項目の下、54の取組事項により実施された。令和3年度の内訳は、「終了」6件、「予定通り」26件、「予定より遅れている」17件、「取組んでいない」5件、「実施中止」0件であった。

第4次集中改革プランは、令和2年度から令和7年度までのプランで令和3年度は2年目の評価年度であった。進捗管理は行政改革推進委員会を開催して7名の委員から意見を聴いている。効果額の合計は343,742千円となっており、引き続き予定どおり実施し、行政改革の効果があらわれるよう管理していただきたい。

② 包括的アウトソーシングについては、令和3年度に公募型プロポーザル入札で委託

者を決定した。令和4年度から市民課・税務課・環境衛生課の窓口業務や環境パトロール、建設部の道路パトロールなどを実施しており、令和5年度、6年度開始予定の事業も該当課や委託業者とすり合わせをしている。委託職員にも研修会などに参加していただいているが、委託職員と市職員のすみ分けは難しいと思う。手探りとはいえ間違ってはならないので、引き続き調整しながら進めていただき、事務の効率ばかりを求め、市民サービスの低下を招くことのないよう、5年後に行財政改革の確かな効果がみられることを期待します。

③ コンプライアンス規程は、「伊豆市職員倫理規程」が令和3年11月に策定された。職員への周知として全職員対象の研修会を実施し、毎月の課長会議でコンプライアンス・ケーススタディを10回実施した。ケーススタディはグループウェアを通じ全職員に周知している。この周知に関しては、周知したにとどまらず、全職員が実施しているかが重要であるが、その確認はできていないとのこと。事故防止のための勉強として全職員がケーススタディをやる必要があり、定期的に実施と確認をしていただきたい。「ハラスメントの防止」についても重要なコンプライアンスであるため、職員へ周知徹底することは必要不可欠である。繰り返し研修を行い、全ての職員が身に付けていただきたい。また組織として、上司や先輩から部課、後輩へ教えられる体制を整えていただきたい。

④ 令和3年度の職員の時間外勤務の状況は、一人当たりの月平均勤務時間が20時間を超える部課として、危機管理課が特に目立った。また、その他の課でも月平均の一人当たり20時間超えが見受けられるが、オリンピック・パラリンピックがあったことや、コロナ対策の業務という特殊要因があったことにより、時間外勤務の多さにつながった。令和4年度は9月分までの一人当たり月平均時間外勤務は9.23時間となっている。令和3年度の年休の取得率は年9.37日であった。

産休、育休についても、取得に問題はないとのことであった。男性職員の育休取得について令和3年度は該当職員5名のうち2名取得したが、令和4年度は該当職員がないので、取得者ゼロとなっている。休暇を取得する職員があった場合の、補填職員対策を確立しておき、気兼ねなく取得できる体制づくりを維持していただきたい。また、職員数は減り、業務量は増えていて、時間外勤務も増えているのは十分承知しているが、特定の職員が過度な業務負担にならないよう、時間外勤務の状況を所属長に提供し、部署内の調整を促していただき、職員の心身の健康管理に努めていただくようお願いします。

⑤ 職員の健康管理は、地方公務員法第42条を根拠に職員の保健や厚生に関する事項の計画策定と実施が義務付けられている。職員健康診断では、共済職員の一般検診（人間ドック受診含む。）で本年度の受診率99.4%となり、8月末現在で昨年より0.8%増となっている。受診結果では受診者485人（共済及び健保含む。）のうち産業医による個別相談は、診断結果が治療継続、要再検査、要精密、要受診の判定を受け通院していない者で、衛生管理者が選んだ職員や、時間外勤務が月に約80時間以上の職員、

そして希望者を対象としての相談を実施している。今年度の面談者は職員健診実施前の7名となっている(健診後の対象者は今後実施予定)。メンタルヘルスチェックでは、常勤職員436人を対象に実施した。高ストレス者は56名で12.8%となり、産業医との面談は56名のうち希望者5名である。

地方公務員法第39条を根拠とした職員研修は、新規採用職員15名や階層別研修、専門研修などを実施している。専門研修はオンラインによるものも多いがその他研修はコロナの影響により中止となった研修がある。その他の新規研修として怒りのマネジメント研修や観光商工課と合同で自転車交通ルール研修会を実施する。

健康管理や様々な研修の実施により、心身ともに健康な状態で職場に来られるよう配慮をお願いします。

## (2) 資産経営課

① 伊豆市包括施設管理業務は、今年度91施設246業務の委託を開始した。業者選定にあたっては、令和3年度に公募プロポーザルにより優先交渉権者との交渉で、5年間の基本協定を締結した。これまで市が直接委託をしていた業者には協力業者となってもらい、管理業務を実施している。今後スムーズな業務履行体制の構築や施設長寿命化に向けた課題の解決を進めていくとなっている。業務委託を開始したことにより、職員の負担軽減になり、業務時間の確保につながっていることは非常に良いことである。

現在は業者、施設担当課、資産経営課で毎週定例会を開催し調整をしており、毎月巡回点検を行っていること。協力業者との調整は資産経営課が直接説明をするなどして、理解を得ていただきながら継続できるようお願いします。

② 公共施設の解体・跡地活用検討事業については、伊豆市公共施設等総合管理計画において今後40年間で伊豆市の公共施設の延べ床面積を40%～57%削減するとの目標を設定し、この基本方針に基づき、老朽化した旧八岳小学校の校舎・体育館・プールを解体し、跡地の利活用を図ることになった。これには市民対象の意見交換会を実施し、市民からの意見を設計業務に反映している。跡地利用は、日常は地元や地域づくり協議会が利用できるようにし、災害時は避難所として活用できる。グラウンドは災害時は大型ヘリコプターの離発着場としての利用を考えている。令和6年度に解体し、残す校舎の改修を行う予定である。

地元説明会を丁寧にやっていただいた上で実施で、この事業が他の施設のモデルケースとなるよう、順次対応をお願いし、良い結果になることを期待しています。

③ 公用車両の管理は、現在資産経営課で市バスを含め39台、中伊豆支所17台、天城湯ヶ島支所4台、土肥支所7台、消防車両42台、各担当課36台、合計145台をそれぞれ管理している。資産経営課管理車両の中には、登録から26年を超えているものや走行距離20万キロメートルを超えて車両もあることから、令和5年度までの車両購入計画を作成し、順次車両を更新している。市バスの運行状況は、令和2年

度 53 件の実績で 8 割以上が小中学校の使用となっている。

公用車は、常に伊豆市の看板を背負っています。洗車をして綺麗にしていただきたい。また車検、点検、オイル交換、タイヤの管理等事故のないように適宜整備をお願いします。

④ 工事検査の状況では、契約検査室職員 2 人と副市長、各部局長の 8 人が検査員となっている。主に 130 万円を超える建設工事、50 万円を超える業務委託、130 万円を超える製造業務の検査を実施する。令和 4 年度上半期までの工事検査の実積件数は、中間、材料検査を含めると 40 件（うち工事完成検査 35 件）、年間検査件数は、今年度は大きな災害の発生がないため、例年並みの件数になりそうであるとの説明を受けた。評定点は市内業者もしっかりとやっているとみられ、平均くらいであるとの説明を受けた。引き続き適正な施行管理をお願いします。

### 【危機管理課】

① 消防施設・消防設備では、消防団員に関して、市に合併時 800 人いたが現在 368 人に減少し、この団員数規模で保有するポンプ車両は、平成 26 年度に 56 車両であったが現在は 38 車両に整理している。令和 5 年度には、分団の再編と並行に 28 車両とする計画である。道路交通法の改正による令和 5 年以降の 4 トン車両を 2 トン車両への切り替えも予定している。消防団員の減少は、全国的にも大きな問題となっている。団員確保にあたっては、伊豆市においても適齢な人材が少なくなってきて団員の確保困難が続いている。報酬の増額や秋季演習をやめて団員の負担軽減を図るなど、工夫をしているが、分団の再編成に関しては各方面隊に任せており、地元としっかりと話して決めてもらうようお願いしている。昼間の火災時は、サラリーマンの団員が多く、消防車両を発車させる人数の 3 人が揃わない分団が多い。今後は支援隊員制度を予定しており、条例改正を上程の予定である。

近隣市町との連携訓練をはじめ、団員のスキルアップや育成につながる訓練を定期的に行い、市民の安心安全を守る地域のリーダーとして活躍していただきたい。

また、各分団の資機材に、女性でも初期消火の活動ができる器具を配備してはどうかと思うので、検討をお願いします。

② 松原公園津波避難複合施設は、観光防災まちづくりに関する事業として、土肥地区の松原公園内に複合施設である津波避難タワーを建設する事業である。今年度は、温泉プールと南側トイレ解体工事が完了した。今後は令和 5 年 12 月の完成を目指し、順次工事を進めてくとのこと。現在の工事進捗率は 0.2% である。

住民や観光客の命を守るために施策建設に向け、いよいよ工事に着手した。観光部署で行う松原公園整備と連携し、普段利用のしやすさと津波対策の施設完成に向けて予定どおり諒々と進めていただきたい。

③ 新型コロナウイルス対策については、市町ごとの感染者数の発表が本年 9 月 26 日までで、伊豆市の新型コロナウイルス感染者数はこの日までに延べ 2,656 人とのこと。

感染症自宅療養者等への食料品等の支援は、本年度 4 月から 10 月 18 日までで 120 件、365 人分に及んだ。7 月、8 月が特に多く、職員が配達に追われ業務に支障が出るほどであったと伺ったが、よく頑張ってくれたことに感謝いたします。10 月以降は国の指針が変わったため、申請は減っている。

ここ数年は感染者の増減にかかわらず、しっかりとした感染対策をする必要があり、市民の意識を高め、引き続き今の体制を維持しながら、次派への備えをお願いしたい。

